

## 野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者賃地料臨時支援金

### のご案内

#### 【受付期間】

令和2年10月5日（月）～令和2年12月18日（金）

#### 【申請書類の提出方法】

受付方法は、窓口および郵送

窓口：野洲市役所 商工観光課（市役所別館）

郵送

（申請書類提出先）

〒520-2395

野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市役所 商工観光課 あて

- \* 送信封筒のあて先に誤りがないか、送付前に再度ご確認ください。
- \* 送信封筒の裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- \* 郵送の場合、令和2年12月18日（金）必着でお願いします。

#### 【その他 注意事項】

- ・ 提出された書類の返却はいたしませんので、申請書類一式の写しをお手元にお控えください。
- ・ 申請内容に不備がある場合は、訂正や再提出していただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請にはご注意ください。
- ・ 申請は、1事業者につき1回限りとします。
- ・ 電話番号には必ず連絡がとれる電話番号を記載ください。

#### 【お問い合わせ】

野洲市役所 商工観光課

TEL：077-587-6008（直通）

問い合わせ時間： 8時30分から17時15分（平日のみ）

## 野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金の概要

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受けておられる小規模事業者の経済支援として、事業の用に供されている借地料を支援します。

### 2. 支援する対象者

支援する小規模事業者の方の要件としては、下記の①～③のいずれにも該当する方となります。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模事業者とします。

\* 小規模事業者とは、「常時使用する従業員」の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については 5 人）以下の事業者となります。

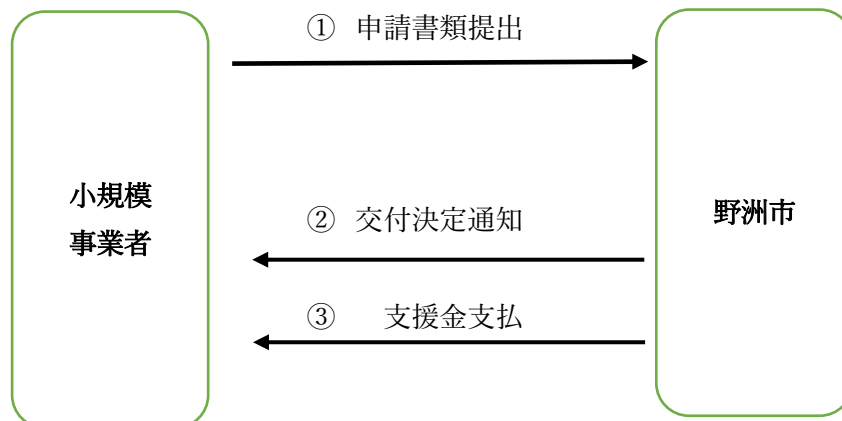
（詳細は、別紙 Q&A をご参照下さい。）

- ② 野洲市内に店舗、事務所、工場または倉庫を構え、令和 2 年 10 月 1 日現在営業されている方とします。
- ③ 事業を営む上で必要な野洲市内の店舗、事務所、工場又は倉庫に係る借地料を支払っている方とします。なお、駐車場や資材置き場に係る借地料は対象とはなりませんので、ご注意下さい。

### 3. 支援額

支援対象者の 1 店舗等につき、100,000 円。

### 4. 申請の流れ



### 5. 申請の手続き

申請者（申請者→市）

- 新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者借地料臨時支援金交付申請書兼請求書の提出（様式第1号）

\* 添付資料

- 市内に店舗等があることの確認資料（確定申告書の写し等）またはこれに代わる資料
- 従業員数の確認資料（確定申告書の写し等）またはこれに代わる資料
- 店舗等に係る借地料の確認資料（店舗等の借地契約書の写し等）またはこれに代わる資料

- \* 申請いただく前に、別添のチェックシートで申請書の記入事項や添付書類に誤りがないか確認してください。



野洲市

- 申請書類の確認・審査



野洲市（市→申請者）

- 交付決定通知書の送付【郵送にて送付】

- 支援金の支払い

※ 書類等に不備がなければ交付決定通知後、30日以内に指定口座へ支援金を振り込みます。

## 6.その他

- (1) 本支援金の申請・交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本支援金の支援決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。  
また、その支払期限を超えた場合には、加算金などを支払っていただく場合があります。
- (2) その他、ご不明な点がある場合には、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

野洲市役所 商工観光課

☎077-587-6008（直通）

問い合わせ時間：8時30分から17時15分まで

（平日のみ）